

日本国憲法の三原則の下、国会における憲法論議の推進と 国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、我が国をめぐる諸情勢は大きく変化しており、憲法制定当時には想定もできなかった事態への対応が求められている。

このような状況の下、国の基本法である憲法についても、三原則を堅持した上で、直面する諸課題に的確に対処できる内容であることが必要となる。

国会においても、平成19年の国民投票法の成立に伴い憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

よって、国におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民に丁寧に説明し、広く国民的議論を喚起されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣